



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 増田 幸司
(コード：6755 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、2025 年 7 月下旬頃を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 6 月 9 日（月曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025 年 6 月 9 日（月曜日）
- (2) 公告日 2025 年 5 月 24 日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.fujitsu-general.com/jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 4 月 25 日に公表した「株式会社パロマ・リームホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの開始に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が 2025 年 4 月 28 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社において以下の手続の実行を要請し、当社の株主を公開買付者及び富士通のみとするための一連の手続

を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、当社に対し、会社法第 180 条に基づき当社株式について株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を 2025 年 7 月下旬頃を目処に開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び富士通は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。ただし、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び富士通が所有する当社株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上